欧州特許庁、4月に料金を改定

2018年3月7日 JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁(EPO)は、4月1日に料金改定を実施する予定である。今回の料金改定に おける留意点として、特許協力条約(PCT)に基づく国際出願(以下、「PCT 国際出願」と いう。) において、日本国特許庁等1が国際調査を実施した PCT 国際出願が欧州特許条約 (EPC) 域内の出願(以下、「EPC 出願」という。) に移行した場合、これまでは補充欧州 調査手数料に対して減額措置(190 ユーロ減額)が適用されていたが、今回の料金改定に よってこの減額措置が撤廃される点等が挙げられる。

今回の料金改定の概要は以下のとおりである。

<料金改定(概要)>

【EPC 出願】

- ○補充欧州調査手数料について、日本国特許庁等2が国際調査を実施した PCT 国際出願が EPC 出願に移行した場合における減額措置(190 ユーロ)を撤廃
- ○審査料(1,635 ユーロ3) について、EPO が国際予備審査報告を作成した PCT 国際出願 が EPC 出願に移行した場合における減額割合を、50%から 75%へと拡大
- ○審判請求料について、約20%増額(※中小企業、個人、大学等を除く)

	改定後	改定前
中小企業、個人、大学等による審判請求	1,880 ユーロ	1,880 ユーロ
上記以外による審判請求	2,255 ユーロ	1,880 ユーロ

〇出願料について、キャラクターコードのフォーマット(XML ベース)に基づいてオン ライン EPC 出願を行った場合、30 ユーロ減額する一方、オンライン以外(紙ベース) のEPC出願の場合、40ユーロ増額。

	改定後	改定前
キャラクターコードのフォーマット (XML	90 ユーロ	120 ユーロ
ベース)に基づくオンライン EPC 出願		
キャラクターコードのフォーマット (XML	120 ユーロ	120 ユーロ
ベース)以外に基づくオンライン EPC 出願		
上記以外の EPC 出願	250 ユーロ	210 ユーロ

¹ 日本特許庁(JPO)、米国特許商標庁(USPTO)、中国国家知的財産権局(SIPO)、韓国特許庁(KIPO)、 ロシア特許庁 (Rospatent)、及び、オーストラリア特許庁 (IP Australia)。

² 同上。

^{3 2005}年7月1日以降の出願の審査料。2005年7月1日より前の出願の審査料は1,825ユーロ。

○特許査定料について、全ての補正書、訂正書、及び、クレーム翻訳書が、キャラクターコードのフォーマット(XML ベース)に基づいてオンライン提出された場合、100ユーロ減額する一方、それ以外の場合、100ユーロ増額(※2019年4月1日以降に特許査定料が納付された出願の場合)

	改定後	改定前
全ての補正書、訂正書、及び、クレー	825 ユーロ	925 ユーロ
ム翻訳書がキャラクターコードのフ		
ォーマット(XML ベース)に基づき		
オンライン提出された EPC 出願		
上記以外の EPC 出願	・925 ユーロ	925 ユーロ
	(※2018年4月1日から2019	
	年3月31日の間に特許査定料	
	が納付された出願)	
	・1,025 ユーロ	
	(※2019年4月1日以降に特許	
	査定料が納付された出願)	

【PCT 国際出願】

○国際調査手数料、補充国際調査手数料、及び、国際予備審査手数料について、それぞれ 100 ユーロ減額

	改定後	改定前
国際調査手数料	1,775 ユーロ	1,875 그ㅡㅁ
補充国際調査手数料	1,775 ユーロ	1,875 ユーロ
国際予備審査手数料	1,830 ユーロ	1,930 그ㅡㅁ

○送付手数料について、キャラクターコードのフォーマット(XML ベース)に基づいて オンラインで PCT 国際出願を行った場合、全額免除

	改定後	改定前
キャラクターコードのフォーマット(XML	0ユーロ	130 ユーロ
ベース)に基づくオンライン PCT 国際出願		
上記以外の出願	130 ユーロ	130 ユーロ

- EPO のウェブサイトは、以下参照 -

(料金改定に関する決定)

<u>Decision of the Administrative Council of 13 December 2017 amending Articles 2 and 14 of the Rules relating to Fees (CA/D 17/17)</u>

(減額措置の撤廃に関する決定)

Decision of the Administrative Council of 13 December 2017 abrogating its decision CA/D 10/05 concerning cases where the search fee for the supplementary European search is to be reduced (CA/D 16/17) (以上)